

高知県畜産競争力強化整備事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、<u>地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性、持続性又は社会的価値の向上を図るため</u>、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、市町村(以下「補助事業者」という。)が、別表第1に掲げる事業実施主体に対して補助を行い実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(第3条～15条は変更が無いため省略)</p> <p>(県内発注)</p> <p>第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第18条 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。</p> <p>2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の収益力・生産基盤を強化するとともに、国際競争力の強化を図るため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、市町村(以下「補助事業者」という。)が、別表第1に掲げる事業実施主体に対して補助を行い実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(第3条～15条は変更が無いため省略)</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。</p> <p>2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 13年5月31日 限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号及び第5号、第10条第3項、第13条、第14条並びに第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号及び第5号、第10条第3項、第13条、第14条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

補助対象経費	補助率	事業実施主体
畜産競争力強化整備事業費		
畜産・酪農収益力強化整備事業		
(1) 畜産・酪農収益力強化に資する施設整備 実施要領別紙1-1の第1の1及び別紙1-2の第1の1に定める施設等の整備を行うもので、次の①から⑤までに掲げるもの。 ①家畜飼養管理施設等 ②家畜排せつ物処理施設等 ③自給飼料関連施設等 ④畜産物加工、展示・販売施設等 ⑤家畜衛生・鳥獣対策施設 ⑥①～⑤の施設等の補改修	2分の1以内	要綱第4の1に定める畜産クラスター協議会
(①～⑤の整備については、原則として実施要領別紙1-1の第7の13及び実施要領別紙1-2の第7の13に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。)		
(2) 家畜の導入	2分の1以内	
実施要領別紙1-1の第1の2及び別紙1-2の第1の2に定める家畜の導入を行うもの。(実施要領別紙1-1の第5及び別紙1-2の第5に定める借受者に(1)の施設と一体的に貸し付けまたは助成する場合に限る。)	(ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については275,000円、繁殖に供する雌牛については175,000円、繁殖に供する雄豚については4万円とする。)	
(3) 特別承認施設整備	3分の2以内	
高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業(1)の施設整備及び(2)の家畜導入		
(4) 附帯事務費	2分の1以内	
補助事業者が(1)及び(2)の経費に係る事業を実施するに当たり要する事務費とし、対象となる事業に要する総事業費の1.0パーセント以内の額とする。使途基準は別表第2に掲げるとおりとする。		

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率	事業実施主体
畜産競争力強化整備事業費		
1 畜産・酪農収益力強化整備事業		
(1) 畜産・酪農収益力強化に資する施設整備 実施要領別紙1の第1の1に定める施設等の整備を行うもので、次の①から⑤までに掲げるもの。 ①家畜飼養管理施設等 ②家畜排せつ物処理施設等 ③自給飼料関連施設等 ④畜産物加工、展示・販売施設等 ⑤①～④の施設等の補改修 (①～⑤の整備については、原則として実施要領別紙1の第7の12に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。)	2分の1以内	要綱第4の1に定める畜産クラスター協議会
(2) 家畜の導入	2分の1以内	
実施要領別紙1の第1の2に定める家畜の導入を行うもの。(実施要領別紙1の第5に定める借受者に(1)の施設と一体的に貸し付けまたは助成する場合に限る。)	(ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については275,000円、繁殖に供する雌牛については175,000円、繁殖に供する雄豚については4万円とする。)	
(3) 特別承認施設整備	3分の2以内	
高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業(1)の施設整備及び(2)の家畜導入		
(4) 附帯事務費	2分の1以内	
補助事業者が(1)及び(2)の経費に係る事業を実施するに当たり要する事務費とし、対象となる事業に要する総事業費の1.0パーセント以内の額とする。使途基準は別表第2に掲げるとおりとする。		

## 別表第2（第3条関係）

## 附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 修繕費（器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

## 別表第2（第3条関係）

## 附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 修繕費（器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

別表第3 (第4条、第5条、第7条、第8条、第9条関係)

提出書類	区分
	畜産・酪農収益力強化整備事業
補助金交付申請書 (第4条関係)	第1号様式
補助金交付決定前着工届 (第5条関係)	第2号様式
中止(廃止)承認申請書 (第7条関係)	第3号様式
補助事業変更承認申請書 (第8条関係)	第4号様式
補助事業遂行状況報告書 (第9条関係)	第5号様式
補助事業実績報告書 (第10条関係)	第6号様式
消費税仕入控除税額等報告書 (第10条関係)	第7号様式
概算払請求書 (第11条関係)	第8号様式
繰越承認申請書 (第12条関係)	第9号様式 別紙1、2、3
年度終了実績報告書 (第12条関係)	第10号様式
財産管理台帳 (第14条関係)	第11号様式

別記第1-1号様式～第11-1号様式 (略)

別表第3

提出書類	区分
	1 畜産・酪農収益力強化整備事業
補助金交付申請書 (第4条関係)	第1号様式
補助金交付決定前着工届 (第5条関係)	第2号様式
中止(廃止)承認申請書 (第7条関係)	第3号様式
補助事業変更承認申請書 (第8条関係)	第4号様式
補助事業遂行状況報告書 (第9条関係)	第5号様式
補助事業実績報告書 (第10条関係)	第6号様式
消費税仕入控除税額等報告書 (第10条関係)	第7号様式
概算払請求書 (第11条関係)	第8号様式
繰越承認申請書 (第12条関係)	第9号様式 別紙1、2、3
年度終了実績報告書 (第12条関係)	第10号様式
財産管理台帳 (第14条関係)	第11号様式

別記第1-1号様式～第11-1号様式 (略)